



椿

経営者通信

編集発行人

株式会社

プロット

〒063-0869

札幌市西区八軒9条東4-1-1

ラフィーネ北大 2F

TEL 011(700)1020

FAX 011(700)1021

12月

(師走) DECEMBER

日		14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	
金	5	19	
土	6	20	
日	7	21	
月	8	22	
火	9	23	
水	10	24	
木	11	25	
金	12	26	
土	13	27	

12月の税務と労務

国 税／給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税／給与所得者の次の申告書の提出

- ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

- ・保険料控除申告書

- ・住宅借入金等特別控除申告書

今年最後の給与を支払う前日

国 税／11月分源泉所得税の納付

12月10日

国 税／10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等)1月5日

国 税／4月決算法人の中間申告

1月5日

国 税／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)

1月5日

地方税／固定資産税(都市計画税)

第3期分の納付

市町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被

保険者賞与支払届

支払後5日以内

ワンポイント G ビズ ID

補助金申請や社会保険手続、各種認可申請など、対応した手続に1つのID・パスワードでログインできる事業者向け共通認証システム。今後、法人についてGビズIDを用いてe-Taxにログインすることが可能となる予定です。なお、この場合には電子署名や電子証明書の送信不要で手軽に利用できるようになります。

交通労働災害の防止



交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めており、そのうち6割以上が運輸交通業以外で発生しています。このため、トラックやバス・タクシーの運輸業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付き自転車の運輸業務に労働者を従事させる全

ての事業者が安全への取組を行う必要があります。今回は、厚生労働省による「交通労働災害防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）を基に、交通労働災害防止に向けて事業者が行う取り組みを解説します。

一 ガイドラインの概要

ガイドラインは、労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」）等と相まって、

- ・ 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ・ 適正な労働時間等の管理、走行管理
- ・ 教育の実施
- ・ 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ・ 荷主・元請による配慮
- ・ 健康管理

などの積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的とするものです。

対象となる交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車

（以下「自動車等」）の交通事故による労働災害とされています。なお、ガイドラインにおいては事業者だけではなく、運転者の責務も示され、「事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。」とされています。労使が一体となつて、防止措置を進めていくといでしょう。

二 管理体制等

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、交通労働災害防止のための措置を適切に実施する体制を構築するため、次のことを実施します。

① 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に係る管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、それらを労働者に周知。

② 管理者に対し必要な教育、方針の表明など

事業者は、交通労働災害防止

対策を組織的に実施するため、安全衛生方針の表明、一定期間に達成すべき到達点を明らかにした目標設定および一定期間の安全衛生計画を作成し、計画実施、評価、改善などを行います。

(3) 安全委員会等における調査審議

安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等においては、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議します。

三 労働時間等の管理及び走行管理

(1) 適正な管理

次の措置を講じ、適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施しましょう。

① 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理を実施。

② 十分な睡眠時間の確保のため、必要に応じ、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを実施。

③ 高速乗合バス、貸切バス事

業者については、運転者の過労運転を防止するため「交替運転者の配置基準」（国土交通省）を遵守。

(2) 適正な走行計画の作成

走行計画（走行開始・終了の地点や日時、走行時に注意を要する箇所などを記載）を作成し、運転者に適切な指示をします。

デジタル式運行記録計（デジタル・タコグラフ）を備えた自動車を使用する場合は、その記録を安全運転指導等に活用することが望ましいでしょう。

(3) 点呼の実施など

疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務を開始させる前に点呼によって、報告を求め、結果を記録します。

睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょう。

(4) 荷役作業を行わせる場合

事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保します。

荷役作業による運転者の身体負担を減少させるため、台車その他の適切な荷役用具・設備の備え付け、安全な荷役作業方法についての教育を行います。

貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、最大積載量の超過、偏荷重、荷崩れ又は荷の落下防止に注意を要します。

四 教育の実施

交通労働災害防止のために、雇入れ時等の教育、日常の教育や指導も重要です。

交通法規、運転時の注意事項のほか、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項などの教育を行います。

五 交通労働災害防止に対する意識の高揚

(1) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより、運転者の意識の高揚を図りましょう。

(2) 交通安全情報マップの作成

交通事故発生情報・デジタル・タコグラフやドライブレコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップの作成、配布・掲示などを行い、運転者の注意喚起を図りましょう。

六 荷主・元請事業者による配慮

荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して次のような事項に取り組みましょう。

① 過積載運行を防止するため、実際に荷を運搬する事業者に協力する。

② 到着時間の遅延が見込まれる場合、到着時間の再設定、ルート変更を行う。また、到着時間の遅延があったときに、実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにする。

③ 荷主・元請事業者は、改善

基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにし、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保する。

④ 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにする。

七 健康管理その他

(1) 健康管理

交通労働災害の防止には、運転者の健康管理が欠かせません。健康診断の実施、長時間の時間外・休日労働を行った運転手への面接指導や労働時間の短縮、心身両面にわたる健康の保持増進を行います。

(2) その他の留意点

異常気象や天災の場合の対応指示、走行前の自動車の点検、安全装置の整備など、さまざまな面から交通労働災害の防止措置を講じていきましょう。

令和7年分 年末調整の ポイント

TAX

今年も年末調整の時期が近づいてきました。今年は、所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直し、特定親族特別控除の創設が行われています。扶養親族等の所得要件の改正や、令和8年1月以後の源泉徴収事務に変更がありますので、注意したいポイントを確認します。

年末調整の流れ

年末調整の基本的な流れを次頁図に示します。

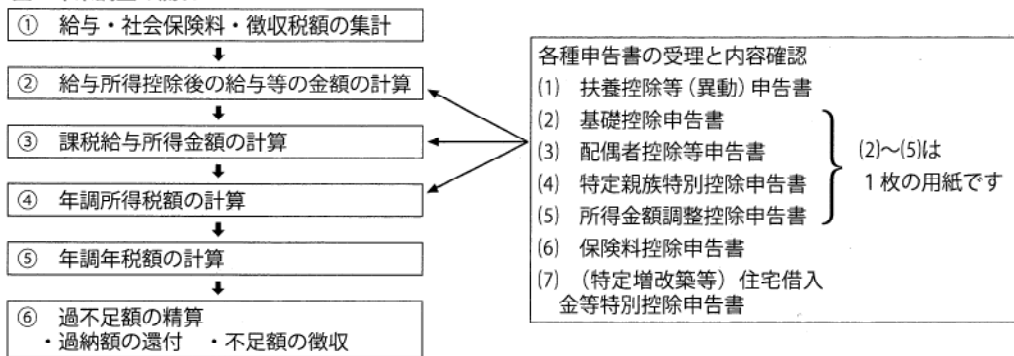
まず、社員に対して令和7年中に毎月支払った給与や賞与（以下「給与等」と）と、天引きし

た社会保険料や源泉徴収税額を集計します。
給与所得控除後の給与等の金額を計算した後、社員から提出された各種申告書の内容を基に、所得控除の額（下表1参照）と課税所得金額を計算します。課税所得金額に所得税率を乗じて年調所得税額を算出し、さらに年調所得税額を計算します。年調年税額と1年間の源泉徴収税額を比較し、過不足額の精算を行います。

基礎控除・給与所得控除の見直し

基礎控除は従来、合計所得金額が240万円以下の場合一律で48万円、240万円超250万円以下の場合10万円、250万円超の場合12万円とあり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。なお、非居住者は控除額が異なりますので、ご注意ください。基礎控除の改正に伴い、扶養

図 年末調整の流れ



特定親族特別控除の創設

令和7年度の税制改正で、居住者が特定親族を有する場合に、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に上乗せ最高63万円（下表3参照）を控除する特定親族特別控除が創設されました。
特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。ただしこの場合の親族は、里子を含み、配偶者や青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従

表1 所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控除額
社会保険料控除	○	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	○	掛金の合計額
生命保険料控除	○	① 一般：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療：最高4万円 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用（最高5万円）を受けることができます。
地震保険料控除	○	地震：最高5万円 旧長期損害：最高1万5千円 } 合計で最高5万円
寡婦控除	○	27万円
ひとり親控除	○	35万円
勤労学生控除	○	27万円
障害者控除	○	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円
配偶者控除	○	一般の控除対象配偶者：最高38万円 老人控除対象配偶者：最高48万円
配偶者特別控除	○	最高38万円
扶養控除	○	(1) 一般の控除対象扶養親族 38万円 (H22.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63万円 (H15.1.2～H19.1.1生まれ) (3) 老人扶養親族 同居老親等以外：48万円 (S31.1.1以前生まれ) 同居老親等：58万円
特定親族特別控除	○	最高63万円（表3参照）
基礎控除	○	最高95万円（表2参照）
雑損控除／医療費控除	×	—
寄附金控除	×	※ ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有

表2 令和7・8年分の基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	88万円
336万円超 489万円以下	68万円
489万円超 655万円以下	63万円
655万円超 2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

※ 1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人は、年末調整の対象ではありません。

表3 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

者を除きます（以下同じ）。また、親族の合計所得金額が58万円以下の場合には特定親族特別控除の対象ではなく、扶養控除の対象になります。
令和8年1月以後の事務
令和7年分までの扶養控除等を記載することはなくなりました。特定親族特別控除の創設に伴い、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、源泉控除対象親族を記載することとされました。源泉控除対象親族とは、①

控除対象扶養親族、又は、②居住者と生計を一にする親族のうち年齢が19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人、のいずれかに該当する人をいいます。扶養親族の数は、源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の数を基に算定します。
また、源泉徴収税額表が改正されましたので、令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和8年分源泉徴収税額表を使用して、源泉徴収税額を求めます。

～情報の非対称性～ 逆選択について

財やサービスに関する情報には、経済において重要な意味を持つものがあります。

例えば、来年大学を卒業する学生A君がB社を訪問し、面接を受けたとします。

採用担当者「あなたは、弊社を第一希望に選んでいるのですか？」

A君「はい、そう考えています」
このとき、採用担当者はA君が本当に第一希望として受けているのか、それとも他社が不合格だった場合の保険として受けているのか、分かりません。

このように、重要な意味を持つにもかかわらず明確でない情報を、経済学では「不完全情報」と呼びます。

また、取引において一部の人間（A君）が知っている情報を、他の人（採用担当者）が知らない場合のことを、情報の「非対称性」とも言います。

このような状況で何が起り、そしてどう対応すべきかを考えるのが「情報の経済学」です。

情報の非対称性は、それが取引の前から存在していた（逆選択）か、あるいは取引が始まってから発生する（モラルハザード）かで、対応に大きな違いが出てきます。

以下では、「逆選択」に焦点を当てて説明します。

1 逆選択の事例・健康保険

逆選択が起る典型的な状況は、財（商品）やサービスの性質・能力について、提供する側（売り手）は知っているのに、提供される側（買い手）には分からない時です。

この概念は、健康保険の事例から考えられるようになります。

た。かつて健康保険が任意だった時代、健康保険の加入者は、他の人に比べ病気になるやすい傾向があることが分かりました。健康保険会社としては、とりわけ健康な人（採用担当者）が知らない場合のことを、情報の「非対称性」とも言います。

このような状況で何が起り、そしてどう対応すべきかを考えるのが「情報の経済学」です。

情報の非対称性は、それが取引の前から存在していた（逆選択）か、あるいは取引が始まってから発生する（モラルハザード）かで、対応に大きな違いが出てきます。

以下では、「逆選択」に焦点を当てて説明します。

逆選択が起る典型的な状況は、財（商品）やサービスの性質・能力について、提供する側（売り手）は知っているのに、提供される側（買い手）には分からない時です。

この概念は、健康保険の事例から考えられるようになります。

この概念は、健康保険の事例から考えられるようになります。

人だけが保険に加入することになります。これは社会全体で見れば、全員が保険に入り続けた方が望ましく、健康保険を使わない人も一部には損をしますが、大半の人は得をします。これが「強制保険」の存在意義です。

2 逆選択の理論

逆選択の考え方を最初に指摘したのは、経済学者のジョージ・アカロフです。

アメリカの中古自動車市場では「質の悪い中古車」と「質の良い中古車」が混在し、多くの人が質の悪い中古車をつかまされたと感じていたそうです。

アカロフは、このことについて以下のように理論を展開しました。

① 中古車の半分は質が良く、残りの半分は悪いと仮定します。

質の良い車は元の所有者にとつて80万円の価値があり、買い手はそれに100万円を支払います。

一方、質の悪い車の場合、元の所有者は20万円の価値し

かないと思っていますが、40万円なら買う人がいるとします。

② 元の所有者は故障しやすいとか調子がすぐ悪くなることなど、車の状態をよく知っていますが、買い手は試乗をしてみたり、エンジンルームを開けてみたりすることが出来るものの、車の質は簡単には判断できません。

③ 前記の状況下（情報の非対称性がある）では、質の良い車は市場に出回らません。

質の良い車が出回るのは80万円以上の値段で売れなければなりません。中古車が80万円以上で売れるとなると、情報の非対称性に付け込んで質の悪い車の所有者もその価格で売り出します。

④ すると、買い手は質が良い車（100万円）と悪い車（40万円）の平均である70万円を基準に考えます。

結果として、買い手は70万円以上は払いたくないとなり、良い車は出なくなり、市場に出てくるのは悪い車だけになります。

⑤ こうして、質の悪い車だけが出てくるとなると、買い手にとつては車の価値は40万円、売り手にとつては20万円です。

から、市場では質の悪い車に限って取引が行われます。

売り手が取引前に知っている情報によって、情報を持たない買い手は不利になるようになっている、これは逆選択の問題であり、市場は縮小していきます。

3 逆選択の解決法

前述の逆選択の状況では、保険会社や中古車の買い手が、情報の非対称性によって不利益を被る例を紹介しました。

多くの企業は、相手の情報（顧客の情報）を持っていない側の立場になります。

このような状況を改善するための解決法のひとつが「スクリーニング」という方法です。

スクリーニングでは、情報を持つている相手に対して「いくつかの選択肢を提示し、そこから選ばせること」で情報を引き出します。

以下、スクリーニングの例をご紹介します。

例① 面接における質問

例えば、企業が新たに従業員を募集することになったとします。面接しているものの応募者の中で、どの人が能力が高いのか低いのか分かりません。

そこで、「業績給と固定給のどちらを選びますか？」と質問することで、応募者のタイプを見極めることができます。

・固定給・業績にかかわらず一定額

・業績給・固定給＋業績に応じた金額が変化

能力の高い応募者であれば「業績給」を選ぶのではないかと考え、応募者の選択からタイプを知ることができます。

例② 価格差別

次に、スクリーニングの典型的な事例である「価格差別」について見ていきましょう。

価格差別は、高い価格でも買う人には高い価格で売り、安ければ買っても良いという人には安く売るといった方法です。

① 映画館の入場料

社会人は価格に関係なく見たい映画は見に来ます。一方、平日割引でシニア・学生を対

象にすることで、時間に余裕がある層を取り込みます。

② 小説の市場

小説は多くの場合、最初は単行本として高価格で出版され、しばらくして文庫本として低価格で販売されます。出版社としては、その作家のファンには高価格で、一般読者には低価格で提供することで、利潤を高めます。

③ 航空運賃の期間割引

週末を挟む観光客向けの往復チケットは高く、平日のみのチケットはビジネス向きに安く設定します。

例題 これはスクリーニングか？

次の事例はスクリーニングに該当するかどうかを考えてみましょう。

イ J R の学生割引

ロ 缶コーヒーをおまけ付きで売る

ハ マスクメロンの方がアンデスメロンより高い

イは情報の非対称性がなく、

ロは商品に選択肢がない、ハは市場の動きによるもの。よって、いずれもスクリーニングが機能しているわけではありません。